

# 告示

## 埼玉県告示第千百五十八号

次の軽油引取税免税証は、亡失したので、亡失の日から無効とする。

令和六年十月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

免税証の種類	免税証の記号及び番号	枚数	用途	有効期間
一八㊦	09D008319 ㄱ	四	農業	令和六年四月一日 ㄱ 令和六年八月三十一日
免税証に記載された販売業者の所在地及び氏名又は名称				
埼玉県児玉郡美里町大字甘粕十番地五				
埼玉県ひびきの農業協同組合 美里スタンド				
免税証を交付した事務所		亡失年月日		
埼玉県熊谷県税事務所		令和六年十月一日		